

第22期第7回 松浦海区漁業調整委員会

日時 令和3年10月21日(木)15時00分～
場所 唐津市水産会館 多目的ホール
(唐津市海岸通り7182番地217)

次 第

1 開 会

2 議 題

(1) わかめ試験養殖について(協議)

P1～P13

(2) その他

水産第 2855 号
令和3年(2021年)10月20日

松浦海区漁業調整委員会 会長 様

佐賀県知事 山口 祥



唐津市統括支所におけるワカメの試験養殖について(協議)

このことについて、別紙のとおり佐賀玄海漁業協同組合から申請がありましたので、試験養殖処理要綱第4条の規定により貴委員会の意見を求めます。

(担当：農林水産部水産課)

試験養殖承認申請書

佐玄漁協指第 〃 号
令和3年10月8日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県唐津市海岸通 7182
佐賀玄海漁業協同組合
代表理事組合長 川崎 利

下記のとおり試験養殖の承認を受けたいので、申請いたします。

記

- 1 目的 ワカメ養殖試験（ロープ延縄式）
- 2 水産物の名称 ワカメ
- 3 漁場の位置及び区域並びに面積
 唐津市東唐津地先
 計3,000㎡（別紙1、2を参照）
- 4 試験養殖期間 試験養殖の承認日より令和4年4月30日
- 5 養殖の方法及び規模
 方法；ロープ延縄式
 規模；40m×50m=2,000㎡ 1箇所（別紙3参照）
 40mの養殖ロープが10本

添付資料

- (1) 理由書
- (2) 養殖試験計画書
- (3) 漁場位置及び区域図



ワカメ養殖試験計画書

佐賀県玄海漁業協同組合唐津市統括支所・満島地区(以下、満島地区)の主な漁業種類は小型機船底曳網漁業・カゴ漁業・一本釣り漁業である。

しかしながら、満島地区においても、漁業を取り巻く環境は年々厳しさを増し、資源の減少、魚価の低迷、後継者不足、漁業者の高齢化など、様々な問題を抱えており、特に、漁業者数と後継者不足は悪化する一方である。

さらに、冬季は時化が多くなり、出漁日数そのものが減少することから、安定した収入確保、収益向上のための方策の検討が喫緊の課題となってきた。

そこで、現在、唐房地区と浜崎地区で行われており、数年前までは満島地区近くの唐津湾島島南側で行われていたわかめ養殖について、満島地区地先でも試験養殖を行い、安定した収入確保、収益向上の可能性を図る。

1. 試験の概要

- (1) 実施場所:唐津市東唐津地先(別紙1のとおり)
- (2) 実施期間:試験養殖の承認日～令和4年4月30日
- (3) 試験内容

a) 概要

ロープ延縄式

b) 養殖施設(別紙2のとおり)

- ・40m×50m=2,000㎡ 1箇所
- ・40mの養殖ロープが10本を設置

c) 試験方法

- ・10月中旬から水温データの記録開始
- ・11月に養殖施設(錨・ロープ等)の準備
- ・11月中旬に試験養殖開始(水温20℃以下)
- ・間引き等の管理、試験出荷を行いながら、養殖可能性を実証
- ・令和4年4月末 施設撤去

d) 養殖スケジュール

	R3.10月	11月	(中旬)	12月	R4.1月	2月	3月	4月末
作業内容	水温データ測定開始	→養殖施設準備	→試験養殖開始	→	間引き等の管理、試験出荷			→片付け

2. 安全対策

施設の維持管理については、唐津市統括支所が適切に管理を行う。

3. その他

(緊急時の措置)

台風の接近などになり災害が起こる可能性が懸念される場合は、養殖施設の補強、撤去などの措置を速やかに行うこととする。

また、万一本試験養殖に起因する事故・トラブル等が発生した場合は、当支所で責任を持って対応することとする。

○ 緊急時の連絡先

佐賀玄海漁業協同組合唐津市統括支所 0955-73-2662

理由書

佐賀県玄海漁業協同組合唐津市統括支所・満島地区（以下、満島地区）の主な漁業種類は小型機船底曳網漁業・カゴ漁業・一本釣り漁業である。

しかしながら、満島地区においても、漁業を取り巻く環境は年々厳しさを増し、資源の減少、魚価の低迷、後継者不足、漁業者の高齢化など、様々な問題を抱えており、特に、漁業者数と後継者不足は悪化する一方である。

さらに、冬季は時化が多くなり、出漁日数そのものが減少することから、安定した収入確保、収益向上のための方策の検討が喫緊の課題となってきた。

そこで、現在、唐房地区と浜崎地区で行われており、数年前までは満島地区近くの唐津湾鳥島南側で行われていたわかめ養殖について、満島地区地先でも試験養殖を行い、安定した収入確保、収益向上の可能性を図ることにした。

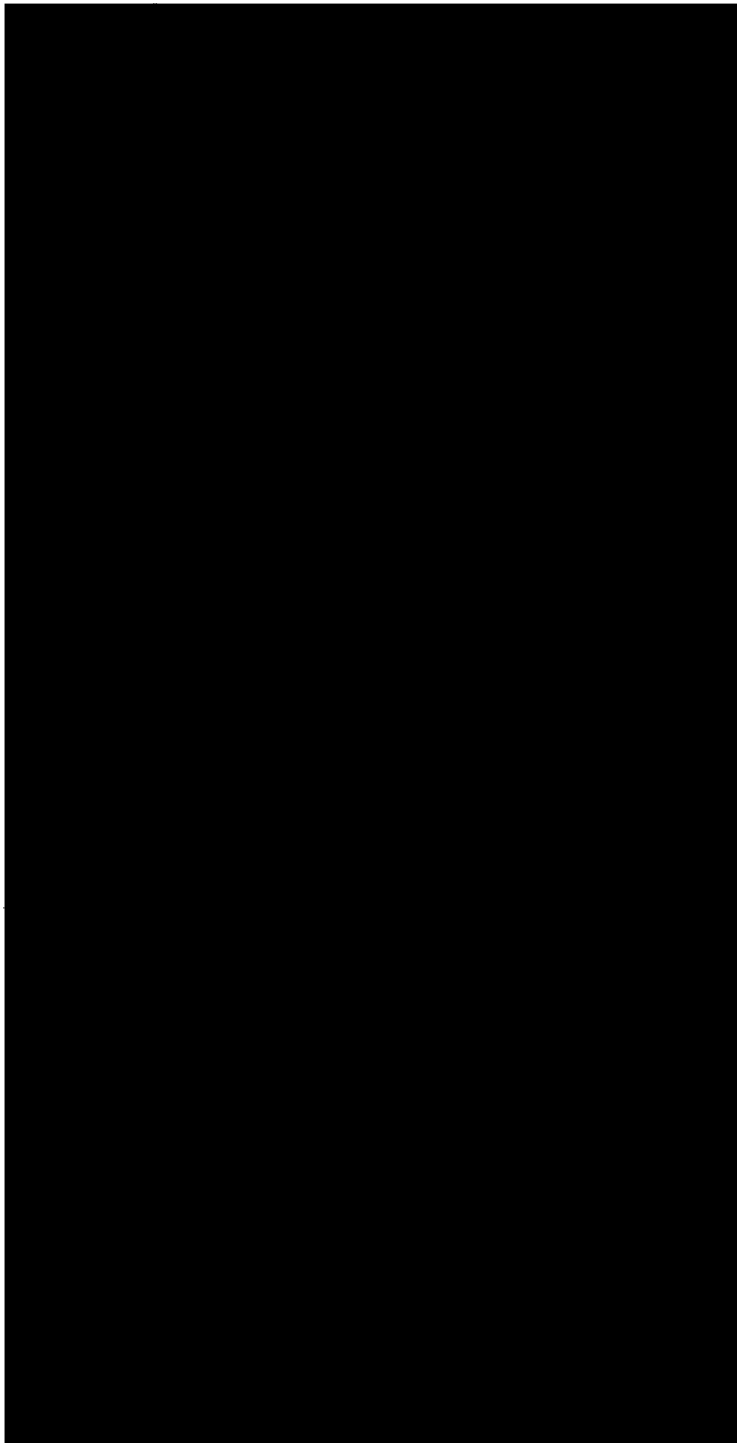
住 所 佐賀県唐津市海岸通 7182 番地 233

氏 名 佐賀玄海漁業協同
代表理事組合長 川崎 和

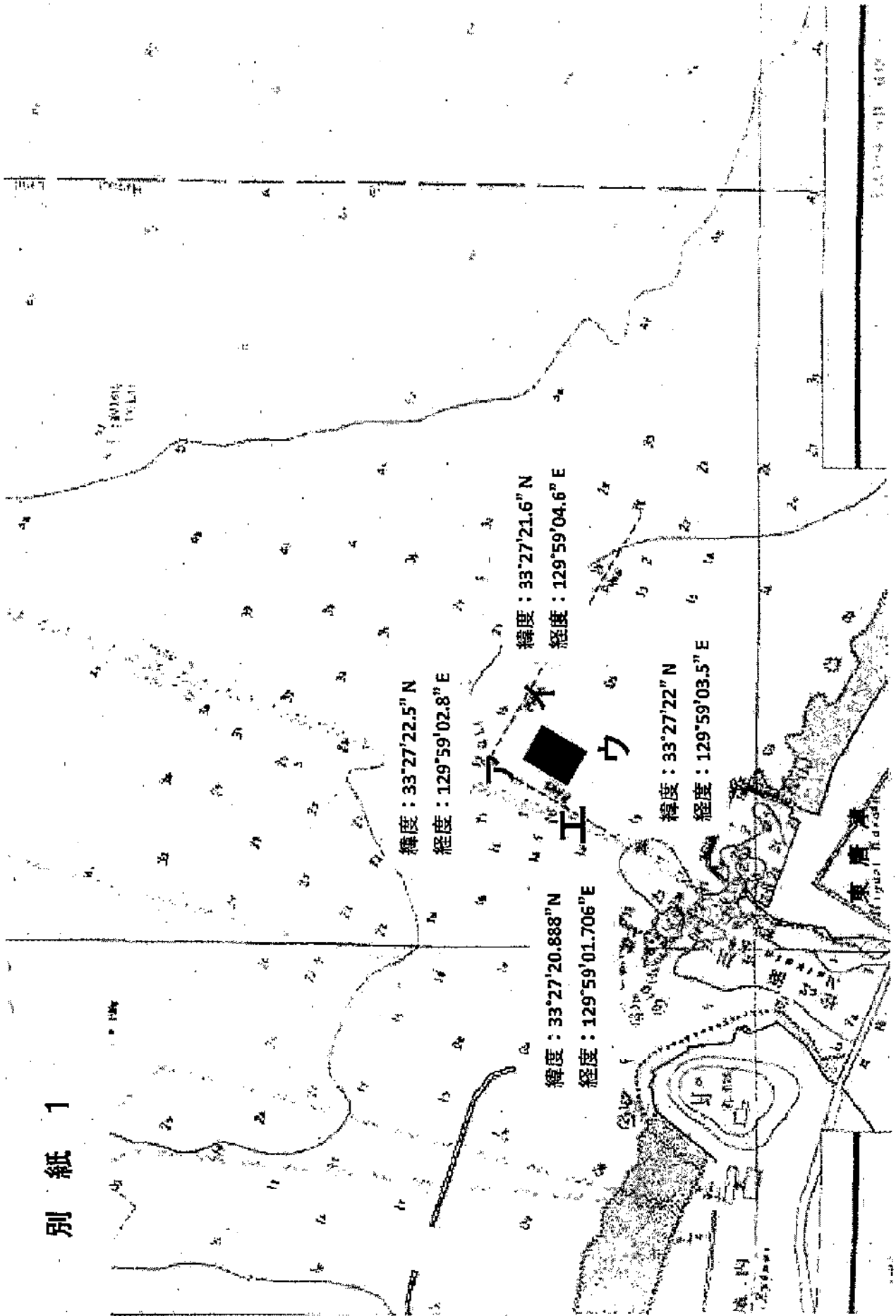
同意書

令和3年8月28日

松共第2号共同漁業権（東の浜地先）漁場内で実施予定の、わかめ試験養殖につきましては、同意します。



別紙 1



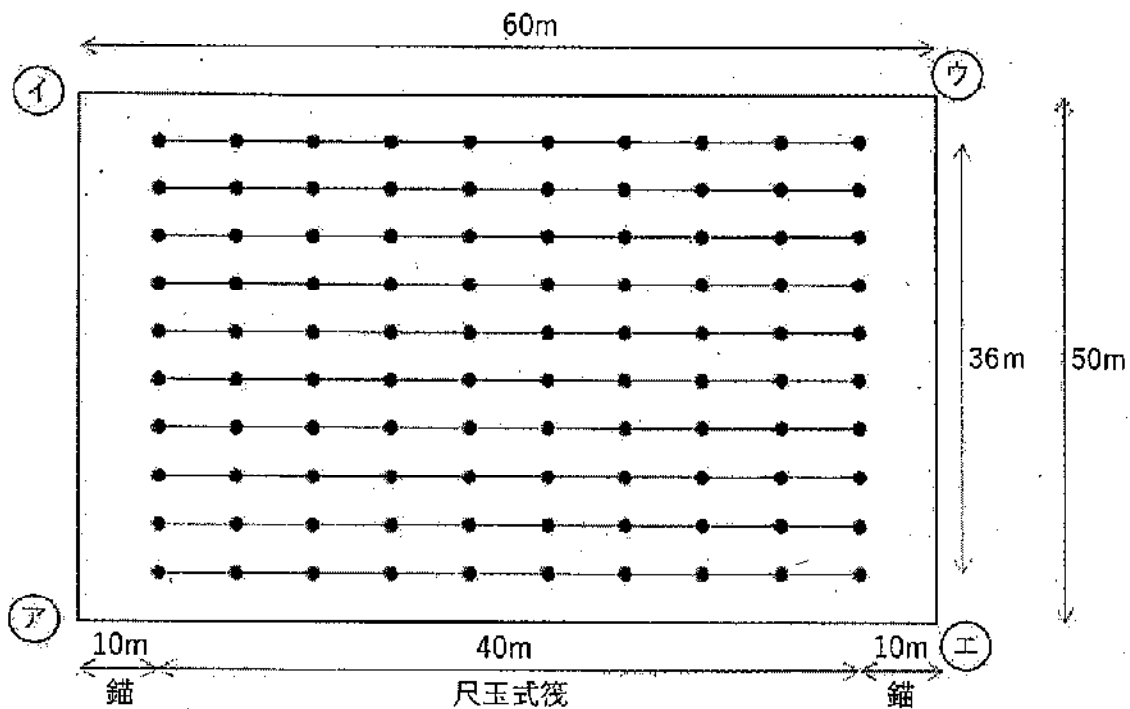
わかめ養殖漁業漁場図

(平面図)

占用面積 3,000㎡

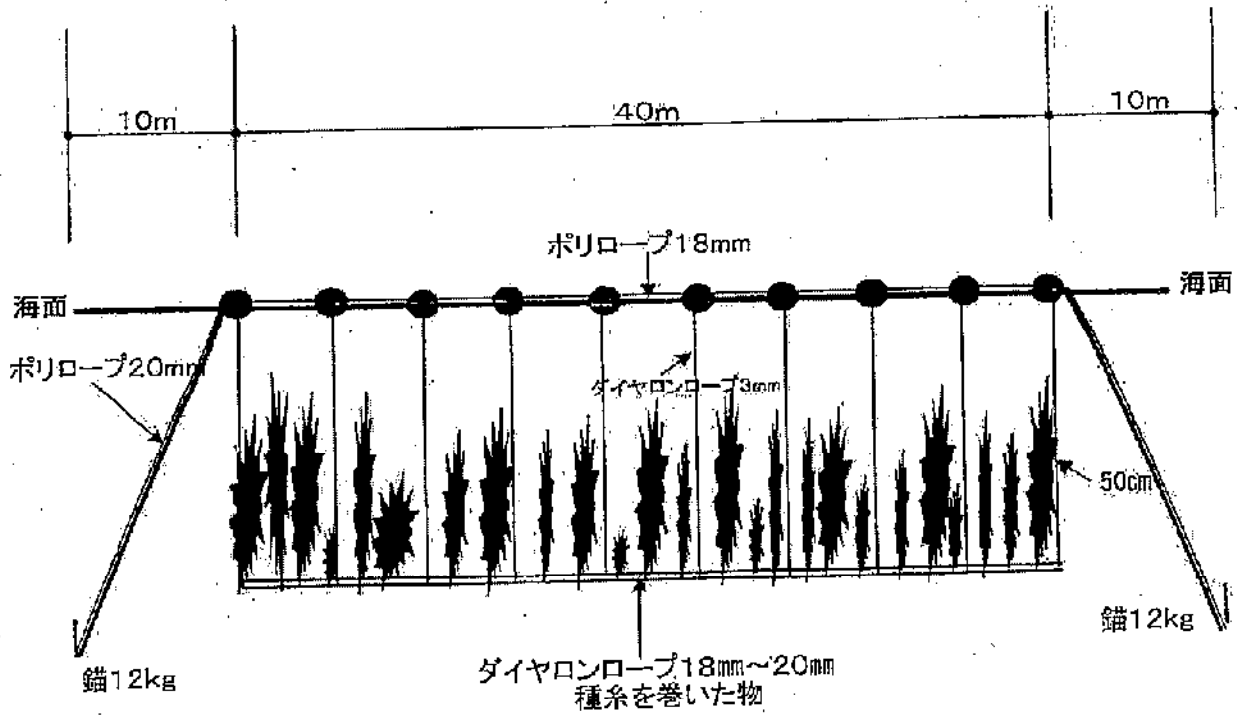
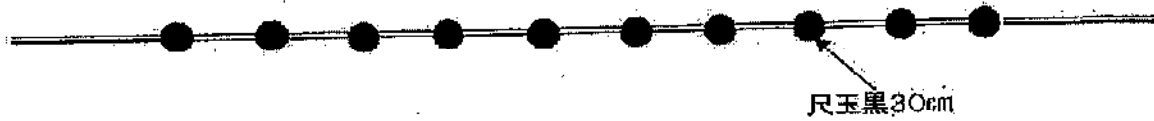
本 数 尺玉式筏 10本

筏の算定面積 36m×60m= 2,160㎡



わかめ養殖筏見取図

平面図



立面図

令和3年ワカメ養殖試験業務委託契約書

令和3年養殖試験業務の委託について、唐津市（以下「甲」という。）と佐賀玄海漁業協同組合（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、ワカメ養殖試験業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 乙は、善良な管理者の注意をもって、委託業務を誠実に履行しなければならない。

（委託業務の内容）

第2条 乙が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。

委託業務の履行に必要な手続きは、乙が行う。

（状況報告）

第3条 甲は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

（委託期間）

第4条 業務の委託期間は、試験養殖の承認日から令和4年4月30日までとする。

（費用負担）

第5条 委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て乙の負担とする。

（成果）

第6条 委託業務の履行によって得られた成果は、全て乙に帰属する。

（契約の解除等）

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、乙に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき

(2) 乙が委託業務を遂行することが困難であると甲が認めたとき

2 乙は、甲の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(損害賠償)

第8条 乙は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(契約外事項の処理)

第9条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和3年10月8日

甲 唐津市西城内1番1号

唐津市

唐津市長 峰 達

乙 唐津市海岸通7182番地233

佐賀玄海漁業協同組合

代表理事組合長 川 崙

唐 農 水 第 1 2 5 7 号
令 和 3 年 1 0 月 8 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達

試験養殖承認申請について（副申）

当市の水産業の振興に関しまして、かねてよりご協力いただきお礼申し上げます。

さて、令和3年10月8日付け佐玄漁協指第 号で、佐賀玄海漁業協同組合代表理事組合長 川寄和正より、佐賀玄海漁業組合唐津市統括支所におけるわかめ養殖の取組みについて、試験養殖の申請書が提出されました。この件について、意見を添えて提出しますので、よろしく願いいたします。

意見書

満島地区においての、漁業を取り巻く環境は年々厳しさを増し、特に後継者不足、漁業者の高齢化などの問題は顕著です。また、時化の多い冬期は、出漁日数そのものが減少し、安定した収入確保、及び収益向上のための方策の検討が必要となります。

佐賀玄海漁業協同組合においては、唐津湾においてワカメ養殖を実施しており、当該所属漁業者の重要な収入源と認識しております。

また、養殖ワカメの生産は、現在唐房地区と浜崎地区、数年前までは満島地区近くの唐津湾鳥島南側で行われておりました。

そこで、満島地区地先においてもワカメの試験養殖を行い、安定した収入確保、及び収益向上の可能性を図ることが重要と考えておりますので、今回の試験養殖の実施について、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

令和3年10月8日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達郎

